

平成30年度（中間年度）建設工事及び建設コンサルタント等の業務の入札参加資格審査申請書受付要領

平成30年度において大町市の発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務委託の競争入札参加資格の取得を希望する方は、下記事項に留意の上、申請書を作成し提出してください。

1 受付期間 平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで。
午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

2 受付場所 長野県大町市大町3887番地（〒398-8601）
大町市役所 総務部 企画財政課 契約係（本庁舎2階）
TEL 0261-22-0420 内線594又は595

3 受付内容

- (1) 新規 現在大町市の入札参加資格を有していない者がする申請
- (2) 業種の追加 基準年度に資格を付与された業種・業務以外の業種・業務を追加する申請
- (3) 営業所の追加 基準年度に資格付与された営業所以外の営業所を追加又は変更する場合
- (4) 再審査 経営事項審査の総合評点が増減した等の事由により、基準年度に付与された資格業種を含め全体の見直しをする申請
(建設工事に限る。一部業種のみ申請はできません。)

※ 業種の追加、営業所の追加については再申請扱いになるため、建設工事の場合、既に資格をお持ちの業者は、業種の点数等が変更する可能性があります。

4 資格審査基準日 平成29年10月1日

5 入札参加資格審査の申請要件

入札参加資格を希望する業種・業務(部門)について、大町市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（大町市平成6年告示第66号）第1に規定する要件を満たしていること。

6 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、当日の消印有効。）

提出書類はA4判紙製ファイル（指定の色）に綴じて提出してください。

- ・ファイルの色： 建設工事 … 赤色系 建設コンサルタント業務 … 青色系
- ・ファイルの背表紙には業者名を記載してください。

7 入札参加資格の有効期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日までの間。(1年間)

8 提出書類

(1) 建設工事の場合

次に掲げるもののうち「ア」から「チ」の書類を提出してください。ただし、大町市内に本店を有する業者にあつては、「ア」から「ノ」の書類を提出してください。(「ツ」から「ノ」の書類は新客観点として加点を希望しない場合は不要です。) また、経常建設共同企業体にあつては、「ハ」から「ヘ」、官公需適格組合(事業協同組合の場合)にあつては、「ア」から「チ」のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを証明する書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の「イ」及び「ス」に掲げる書面を提出してください。

ア 建設工事入札参加資格審査申請書

イ 資格審査基準日(平成29年10月1日)の直前1年間の事業年度の終了する日を審査基準日(通知日ではない)とする経営事項審査結果通知書の写し又は営業譲渡等における経営事項審査結果通知書の写し(結果通知が出ていない場合は、経営事項審査申請書及び経営状況分析終了通知書の写し。なお、交付された経営事項審査結果通知書の写しは、平成30年3月31日までに必ず提出してください。期限までに提出がない場合は、経営事項審査を受けていないものとして取り扱います。)

ウ 資格審査基準日の属する年度(平成29年度)の納税証明書又は未納の額がないことについての証明書(大町市に納税義務がある場合に限る。)

(ア) 法人の場合: 法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税

(イ) 個人の場合: 市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書・・・(注1)

オ 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度における工事種類別工事経歴書の写し

カ 技術職員名簿

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し

ク 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(個人の場合)・・・(注2)

(ア) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合

登記されていないことの証明書

(イ) 被保佐人又は被補助人である場合

登記事項証明書

ケ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書(個人の場合)

コ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)

サ 建設業許可証明書又は確認書の写し

シ 社内規則又は委任状(法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。)

- ス 大町市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書
- セ 健康保険及び厚生年金保険の加入が、経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて、①健康保険・厚生年金保険の領収証書、②社会保険料納入証明書、③健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し
- ソ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことが、経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し
- タ 雇用保険の加入が、経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、社会保険等加入状況申出書（様式）と併せて④雇用保険領収済通知書の写し及び⑤労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険分が記載のもの）の写し又は⑥雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
- チ 雇用保険の加入義務がないことが、経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
- ツ 資格審査基準日直前4年間における国、長野県又は大町市による表彰状の写し（大町市内本店のみ）
- テ 民間資格等を有する技術者証等の写し（大町市内本店のみ）
- ト ISO及びエコアクション21の認証の写し（大町市内本店のみ）
- ナ 個人住民税特別徴収状況調書（大町市内本店のみ）
- ニ 市内居住者の雇用状況（大町市内本店のみ）
- ヌ 地域貢献の実績を確認できるもの（大町市内本店のみ）
- ネ 労働福祉の状況（大町市内本店のみ）
- ノ 市消防団への協力状況（大町市内本店のみ）
- ハ 共同企業体入札参加資格審査申請書
- ヒ 共同企業体協定書の写し
- フ 共同企業体構成員資格調書
- ヘ 共同企業体構成員全員の「イ」及び「ス」に掲げる書面

（2）建設コンサルタント等の業務の場合

- ア 建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書
- イ 登録証明書又は登録通知書の写し
- ウ 資格審査基準日の属する年度（平成29年度）の納税証明書又は未納の額がないことについての証明書（大町市に納税義務がある場合に限る。）
 - （ア） 法人の場合：法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税
 - （イ） 個人の場合：市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税
- エ 消費税及び地方消費税の納税証明書・・・（注1）
- オ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- カ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（個人の場合）・・・（注2）
 - （ア） 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合
 登記されていないことの証明書

(イ) 被保佐人又は被補助人である場合

登記事項証明書

キ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の長の証明書（個人の場合）

ク 経営規模等総括表

ケ **資格審査基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（個人の場合には、青色申告決算書等これに類する書類）**

コ 技術者経歴書

サ 資格審査基準日直前1年間の事業年度における財務諸表

シ 社内規則又は委任状（主たる営業所以外の営業所に競争入札に独自に参加する権限を与える場合）

ス 大町市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書

(注1) 申請者が個人の場合は、(その3) 又は (その3の2)

法人の場合は、(その3) 又は (その3の3)

(注2) 登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、東京法務局宛に請求（郵送可）することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。

9 留意事項

(1) 提出書類は、「8 提出書類」に記載の順番に、A4判紙製ファイル（指定の色）に綴じること。

(2) 証明書等は3ヵ月以内に発行されたものであること。

(3) 入札及び契約の締結に関すること等の委任状は、代表取締役から直接委任されたものとし、委任期間は平成30年7月1日から平成31年6月30日までとすること。

(4) 経常建設共同企業体結成上の留意事項

ア 構成員全員が入札参加資格審査を申請している者であること。

イ 構成員は、同一業種について他の経常建設共同企業体の構成員となることはできません。

ウ 構成員の数は、2社又は3社とします。

エ 構成員となる者の組合せ等、大町市建設工事共同企業体運用基準に基づく要件を満たしていることが必要です。よって、構成員の等級格付等の資格審査の結果認められない場合がありますので御了知願います。

オ 共同企業体の名称は、「長い名称」や「建設工事名とまぎらわしい名称」は用いしないでください。

(5) 申請用紙は、大町市ホームページ>事業者の方へ>入札・契約情報から、又は大町市役所総務部企画財政課契約係窓口で入手してください。

(6) 受付完了時に申請書受付票を発行いたしますので、82円切手を添付して住所等を記載した返信用封筒（定型封筒等）を同封してください。（受付票が必要な場合。）

(7) 社会保険等未加入対策について

建設工事について、社会保険等の加入を入札参加資格審査申請の要件とします。社会保険等未加入者（適用除外者を除く）の申請は受け付けません。社会保険等の加入が経営事項審査の総合評定値通知書で確認できない場合は、必要な書類を提出ください。（要領8 提出書類 建設工事の場合 セ～チ）

(8) 解体工事業について

建設工事の登録業種に「解体工事業」が加わりました。解体工事の登録を申請できる方は、解体工事業について建設業許可を取得し、解体工事業について経営事項審査を受けている必要があります。大町市が発注する解体工事の入札に参加するために必要な資格は「とび・土工工事業」又は「解体工事業」になります。

10 問い合わせ先 大町市役所 総務部 企画財政課 契約係
Tel 0261-22-0420 内線594又は595